

# 令和 8 年度税制改正に関する要望

令和 7 年10月  
高 知 県 町 村 会



# 令和8年度税制改正に関する要望

令和7年10月  
高知県町村会

我が国は、喫緊の課題である人口減少の克服、地方創生、デジタル社会の推進等に、国・地方を挙げて取り組んでいるところであるが、東京一極集中が続く中で、町村は、急速な少子高齢化や基幹産業である農林水産業の衰退など多くの課題を抱えており、また、総じて税源に乏しく厳しい財政運営を余儀なくされている。

このような中、物価高騰による国民生活及び経済活動への影響が深刻化しており、加えて、近年自然災害が激甚化・頻発化している。

こうした現下の状況を踏まえ、町村が地域の実情に応じた様々な行政サービスを着実に実施していくためには、偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築や町村にとって最重要課題である地方交付税の安定的確保等により、地方の自主財源を拡充し、町村の財政基盤を強化することが不可欠である。

よって、令和8年度税制改正にあたっては、町村が自主性・自立性をもって上記の諸課題に着実に取り組むことができるよう、特に下記事項の実現について強く要請する。

## 記

### 1. 町村税源の充実強化

地方税は地方自主財源の根幹をなし、地域の自主性及び自立性の向上を実質的に担保することに鑑み、次により、その充実強化を図ること。

- (1) 国と地方の最終支出の比率と租税収入の比率における大きな乖離を縮小し、地方が担うべき事務と責任に見合うよう、国税と地方税の税源配分を見直すこと。
- (2) 地方税は地域偏在性の小さい税目構成とし、地方交付税の原資は地域偏在性の比較的大きい税目構成とすること。

### 2. 固定資産税の安定的確保

- (1) 固定資産税は、収入の普遍性・安定性に富む、町村財政における基幹税目であることから、税収が安定的に確保できるよう、制度の根幹を揺るがす見直しは断じて行わないこと。
- (2) 土地の負担調整措置について、近年の地価の動向等を踏まえ、税負担の公平性等の観点から、商業地等に係る負担調整措置の据置措置等の見直しについて検討するなど、負担水準の均衡化を進めること。

- (3) 税負担軽減措置等について、税負担の公平性や市町村の基幹税である固定資産税の充実確保の観点から、引き続き検討し所要の見直しを行うこと。特に、住宅用地特例については、特例割合を縮小するとともに、新築住宅に係る減額措置については、税制上支援すべき住宅への重点化等を検討すること。
- (4) 土地・家屋と一体となって生産活動に使われている償却資産に係る固定資産税については、現行制度を堅持すること。

### 3. 個人住民税の充実確保等

- (1) 個人住民税のあり方の検討に当たっては、この税が、地域住民サービスを支える基幹税として重要な役割を担っていることから、充実強化を図ることを基本とすること。その際、地域社会の費用負担を住民の能力に応じ広く分担する性格など、その性格や仕組みを踏まえること。  
また、個人住民税の役割や性格を踏まえつつ、課税ベースの縮小につながるような新たな税額控除の導入や政策誘導的な控除の拡大は行わないこと。
- (2) 個人住民税の基礎控除等の更なる見直しを行う場合には、「地域社会の会費」的な性格を踏まえるとともに、地方税財源への影響を勘案し、町村の財政運営に支障が生じないよう、必要な安定財源を確保すること。
- (3) 道府県民税利子割の税収帰属の適正化のための抜本的な方策の検討に当たっては、税収の一定割合は市町村へ交付され、町村の貴重な財源となっていることから、地方の意見を十分に踏まえること。

### 4. ゴルフ場利用税の断固堅持

ゴルフ場利用税（交付金）は税収の7割がゴルフ場所在市町村に交付され、特に財源に乏しく山林原野の多い市町村において極めて貴重な財源となっている。所在市町村においては、アクセス道路の整備・維持管理や災害防止対策、農薬・水質調査等の環境対策、消防・救急など、ゴルフ場特有の行政需要に対応しており、地域振興を図る上でも不可欠な財源となっている。ゴルフ場利用税に代わる恒久的かつ安定的な財源はあり得ず、現行制度を断固堅持すること。

### 5. 自動車関係諸税に係る地方税収の確保

道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要である。

自動車関係諸税のあり方について中長期的な視点に立って検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提とすること。その際、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

また、いわゆる「ガソリンの暫定税率」等を廃止する場合は、地方への影響等を十分に考慮し、代替となる安定的な恒久財源を確実に確保すること。

## **6. 市町村たばこ税の現行制度の堅持**

市町村たばこ税は、税源の乏しい町村にとって町村財政を支える貴重な一般財源となっており、分煙施設の整備など望まない受動喫煙防止対策に幅広く取り組めるよう、使途に制約のない現行制度を堅持し、継続的かつ安定的な確保を図ること。

## **7. 消費税・地方消費税を含む地方の社会保障財源の確保**

地方消費税を含む消費税については、その4割近くが地方の貴重な税財源であり、今後も、社会保障サービスの増大が見込まれることから、引き続き、消費税・地方消費税を含む地方における社会保障の安定財源を確実に確保すること。

## **8. 森林環境譲与税のあり方の検討**

森林環境譲与税については、山村地域の森林整備等がより一層進展するよう、配分のあり方について検討するとともに、引き続き取組事例の広報を通じた理解の醸成を積極的に行うこと。

## **9. 電気供給業・ガス供給業に係る法人事業税収入金額課税方式の堅持**

電気・ガス供給業に対する法人事業税については、行政サービスの受益に応じて課税する観点から、長年にわたり収入金額課税方式が採用されており、地方税収の安定化に大きく貢献している。

また、法人事業税収の一定割合は市町村へ交付され、市町村の貴重な財源であることから現行の収入金額課税方式を堅持すること。

## **10. 入湯税の堅持**

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備及び観光振興等に資する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

## **11. 地方拠点強化税制の延長及び拡充**

令和8年3月末に期限を迎える地方拠点強化税制については、東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、制度の延長及び更なる拡充を図ること。

## **12. 福島復興再生特別措置法に基づく課税の特例措置の延長**

令和8年3月末に期限を迎える福島復興再生特別措置法に基づく風評対策に係る課税の特例措置及び福島イノベーション・コスト構想の推進に係る課税の特例措置の適用期限を延長すること。

### **13. 国際観光旅客税の税収の地方への配分**

国際観光旅客税については、これまでも地方が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていることなどを踏まえ、その税収の一定割合を地方団体にとって自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。

### **14. 空き家の利活用等を促進するための税制上の措置**

全国的に空き家が増加している現状を踏まえ、新築住宅への優遇措置を見直し、空き家の利活用を促すような税制上の措置を検討すること。

さらに、空き家が放置されるのを防ぐ観点から、固定資産税等の住宅用地特例のあり方についても検討すること。

### **15. 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の課税停止措置の延長等**

退職等年金給付の積立金に対する特別法人税については、金利の状況等を踏まえ令和7年度まで課税停止措置が講じられているが、年金資産の減少を避ける観点から、課税停止措置の延長等によりこれまでと同様の措置を継続すること。

### **16. 地方税における税負担軽減措置等の見直し**

地方税における税負担軽減措置等については、租税負担の公平性を期する観点から、更に整理合理化すること。

### **17. 地方税の電子化に伴う地方財政措置等の実施**

町村の税務事務の効率化・正確性の向上、納税者の利便性の向上等の観点から電子化を進める際には、所要の地方財政措置等を講じることも含めて、町村の理解を得ながら進めること。

また、全ての町村が基幹税務システムの標準化の取組を円滑に行えるよう、専門人材の確保に関する支援や財政的支援を講じること。